

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1022））
2. 日時：平成30年6月8日 10時00分～21時45分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、正岡主任安全審査官、村上主任安全審査官、秋本安全審査官、関根技術研究調査官、矢野審査チーム員

（検査グループ専門検査部門）

早川上席原子力専門検査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 室長代理 他32名

東北電力株式会社：原子力品質保証室 課長 他7名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 課長 他8名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当 他6名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 安全・品質保証室 主任 他4名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力品質保証） 副長 他4名

電源開発株式会社：原子力技術部 品質保証室 担当 他5名

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、4月23日、5月23日、6月4日、5日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る説明スケジュール、東海第二発電所の工事計画認可申請書のうち設定値の根拠に関する説明書、原子炉格納施設の設計条件に関する説明書、設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書及び要目表等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

### 【設定値の根拠に関する説明書（別添2）関係】

○対象機器の抽出については、別添1の技術基準要求機器リストとの整合を図ること。

### 【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書関係】

○主蒸気逃がし安全弁の1弁作動時と4弁作動時の実験結果を踏まえ、重大事故等時の7弁作動時と18弁作動時の動荷重が設計基準事故時の動荷重に包絡されるとした根拠を説明すること。

○サプレッション・チェンバの圧力上昇率が設計基準事故時に包絡されているのか説明すること。

### 【設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書関係】

○要目表に含まれないが、基本設計方針に含まれる機器等の品質管理上の取り扱いについて確認すること。

○他社の意思決定が必要な項目の品質管理上の確認プロセスについて説明すること。

- 新規制基準に関連しない変更部分の確認プロセスについて、実例を踏まえて説明すること。
- 補助ボイラーの相互接続の要求事項について確認すること。

【要目表関係】

- 要目表の「溢水防護上の配慮が必要な高さ」について、最新版の評価高さを確認して記載すること。
- 要目表の対象機器について、系統図との整合を確認して記載すること。
- 要目表の主要寸法について、構造図との整合を確認して記載すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書のうち 重大事故等時の動荷重について
- ・ V-1-1-4-別添2 設定根拠に関する説明書（別添）
- ・ 東海第二発電所 工事計画認可申請に係る論点整理について（コメント回答）
- ・ 東海第二発電所 工事計画認可申請に係る説明工程
- ・ 東海第二発電所 ブローアウトパネル閉止装置 機能確認試験要領書